

## 食品安全委員会（第686回会合）議事概要

日 時：平成30年2月27日（火） 14：00～15：08

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか 6名出席

傍聴者：報道 1名、行政機関 2名、一般 4名

### 議事概要

#### （1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

##### ・添加物 1案件

「食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」の改正に関する事項について」

（厚生労働省からの説明）

→厚生労働省から説明。

添加物「β-ガラクトシダーゼ」及び「フルクトシルトランスフェラーゼ」については、食品安全基本法第11条第1項第2号に該当するものと認められる旨をリスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

##### ・かび毒 1案件

デオキシニバレノール

（厚生労働省からの説明）

→厚生労働省から説明。

本件については、かび毒・自然毒等専門調査会で審議することとなった。

#### （2）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「G00X-1株を利用して生産されたグルコースオキシダーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「JPBL001株を利用して生産されたアルカリ性プロテアーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(3) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- ・「*Bacillus licheniformis* JPBL001株が生産するアルカリ性プロテアーゼを原体とする飼料添加物」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山本委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「アクリナトリン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「アクリナトリンの一日摂取許容量 (ADI) を0.016 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を0.03 mg/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承されリスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等「*Escherichia coli* K-12 DM235.0株を利用して生産されたL-トレオニン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に準じて評価した結果、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物の安全上の問題はないものと判断した。」

との審議結果が了承されリスク管理機関(農林水産省)に通知することとなった。

(5) 平成29年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果(案)及び平成30年度食品健康影響評価技術研究の新規対象課題(案)について

→山本委員及び事務局から説明。

平成29年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果及び平成30年度食品健康影響評価技術研究の新規対象課題について、案のとおり決定された。

## (6) 平成30年度食品安全確保総合調査課題（案）について

→山本委員及び事務局から説明。

平成30年度食品安全確保総合調査の対象課題について、案のとおり決定された。